

常時介護を必要とする状態に関する判断基準の見直しについて

1 現行の制度

- 介護休業等の対象となる「要介護状態」について、育児・介護休業法及び省令上、「負傷、疾病または身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態」とされている。
- 「常時介護を必要とする状態」について局長通達にて基準を示している。
【参考資料1】
- 介護休業を取得できる要介護状態

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について（抄） 改正平成27年1月23日雇児発0123第1号（略）

（3）要介護状態（法第2条第3号）

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいうものとする。なお、これは介護保険制度における「要介護状態」と必ずしも一致するものではないこと。

イ 「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害」とは、負傷又は疾病による場合、負傷又は疾病にかかり治った後障害が残った場合及び先天的に障害を有する場合を含むこと。

2 全体の考え方

【参考】

労働政策審議会建議「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」（抄）
（平成27年12月21日）

介護休業等の対象となる「常時介護を必要とする状態」の判断基準について、介護開始時点で8割以上が在宅介護を行っていることなど、現在の状況に合わせたものに緩和する方向で見直しを行うことが適当である。

- 現行の判断基準は、昭和62年当時の「特別養護老人ホームへの入所措置の基準」を参考に平成7年の介護休業創設時に局長通達において規定されたが、専門的であり、事業主・労働者の双方にとってわかりやすい判断基準にすべきではないか。また、現在の介護の状況に合わせたものにすべきではないか。
- 現在は在宅介護から始まるケースが多くなっており、判断基準を緩和する方向で見直しを行うべきではないか。

3 具体的な基準の考え方

<基準とする「常時介護を必要とする状態」の範囲>

- 労働者・事業主による判断の容易さにも鑑み、介護保険制度における要介護認定調査と統合的な基準とすべきではないか。
 - ・ 移動・食事・入浴・排泄等の日常生活行為について、何らかの身体介護を含む介助が必要になっている状態といえる者はおおよそ対象となるような基準とすることが適当ではないか。
※現行の判断基準は要介護2～3程度と考えられている。
 - ・ 介護を受ける家族が要介護認定を受ける前にも介護休業制度等の利用が必要な状況が考えられることや、介護休業制度等は要介護認定を受けられる年齢に達しない人を介護する者にも利用できるものであることから、介護保険制度における要介護認定を受けていない者も対応できる基準とすべきではないか。

<基準のわかりやすさ>

- 「（2週間以上の期間にわたり）常時介護を必要とする状態」であるかどうかは一般の労働者・事業主にもわかりやすいものとする必要があることを踏まえて、どのような基準とすべきか。